

平成29年9月7日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 西野 百合子

平成29年5月15日付けで 申立てのありました意見等の 調査結果につきまして、三田市オ
通知しました発意に基づく

ンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	市農村整備課は違法なことを言い、そのことを認めない。
調 査 の 結 果	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に記載している。</p> <p style="padding-left: 2em;">山林であった竹林の整地作業をしていると、市農村整備課から森林法（以下「法」という。）第10条の2を根拠に工事の中止を指示された。文書での説明を求めたところ「法第10条の8に違反している」と内容がすり替わったものが文書にて示された。意図的に市民に損害を与えておいてごまかすことは悪質である。</p> <p>(2) 以上に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣意を補足すると次のとおりである。</p> <p>① 市は法第10条の2（林地開発）による中止を指導してきたにも関わらず、その結果を現在に至るまで回答してきていない。市は法10条の8（伐採届）に話をすり替え、指導の正当性を偽って説明している。</p> <p>② 当該地の伐採行為がパトロールで発覚したという市の説明は虚偽である。</p> <p>③ 市の指導が申立人のみしか行われぬのは不当である。隣地に対しても同様の指導を実施しないことは公平性に欠ける。</p> <p>2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市農村整備課に事情聴取したところは次のとおりである。</p>

(1) 法第 10 条の 2 については、兵庫県の権限範囲であるが、本件は結論として法第 10 条の 2 に該当せず、開発許可申請を要しないことについて、正式に県から申立人に対して回答がなされていないと思われる。

(2) 法第 10 条の 8 は市の権限である。しかし、当時、市が工事の中断を依頼した理由は、法第 10 条の 2 における許可申請又は法第 10 条の 8 における届出が提出されていない状況において、法第 10 条の 2 と法第 10 条の 8 のいずれが適用されるのか、当該地の確認が必要であることから一旦中断してもらいたい旨を伝えたものである。

もとより、申立人に対しことさら損害を与えることを意図したわけではなく、行政の必要から工事の中断を求めたのである。

(3) パトロールで発覚したという点に虚偽はなく、月 1 回程度、パトロールを実施している。しかし、毎回、全域ということはできない。インターネットのマップサービスなどを活用して、パトロール箇所を定め、確認に行く。

(4) 隣地については神戸市であり、神戸市も同じように指導に入っていると聞いている。

3 市の機関（農村整備課）から事情を聴取し確認した点も含め、検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(1) 法第 10 条の 2 の許可申請及び法第 10 条の 8 の届出はともに事前に提出を行うものであり、申立人はこの点については認めるところであった。

しかしながら、その提出が不要であるとの認識において申立人が事前の提出を行わなかったことから、市はその伐採行為について、法第 10 条の 8 に該当するか否かを判断する必要性が生じることとなった。

法第 10 条の 2 が適用される場合については、法第 10 条の 8 は適用されない。これは法第 10 条の 8 第 1 項第 2 号に「第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けたものが当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合」とあるとおりである。法第 10 条の 2 が適用されない場合は、法第 10 条の 8 の届出が必要であり、本件では許可が届出か、いずれか一方の事前の提出行為を必ず要する。

そこで、法第 10 条の 2 に該当するのか、それとも法第 10 条の 8 に該当するのかを判断する基準となる伐採面積を確認するために市は工事の中断を求めたものであるところ、そもそも、前記したように法第

10条の2及び法第10条の8は事前に提出を要するものであり、本来、その確認を工事施工中に行うことは想定されていない。

このため、市が申立人に一旦、工事を中断させた上で、確認を求めたことは合理的な行為であって、意図的に申立人に損害を与えようとしたような不自然な点は見られない。

また、その際の市側の説明のしかたについて、申立人は法第10条の2を根拠に工事の中止を求められたことを違法であると申し立てているが、上記に記載したとおり、法第10条の2が適用されない場合は法第10条の8が適用されるという関連性があることから、法第10条の2の適否の判断を行う際に、場合によってはさらに進んで法第10条の8の適用の判断を行う必要が生じることは、法が当然に予定するところであり、論点を変えたわけではない。従って、市が当初に「法第10条の2により工事の中止を求める」と説明したことや、結論として「法第10条の8違反」のほうを認定し、そのことを工事中止の根拠と回答した点に法令上違法性はないと判断する。

しかし、その法第10条の2及び法第10条の8について申立人が違法性を申立てている現状を鑑みれば、两条項の関係について申立人が理解できるよう、市はより丁寧に説明をすることが望ましかったといえる。今後の執務の際の参考にされたい。

(2) 次に市が実施する森林パトロールによって、当該地の伐採が発覚した件に申立人は疑念を呈している点について、市の説明に格別不合理な点は見受けられないことから不当な点はないと判断する。

(3) 市の指導が申立人のみしか行われず、隣地も同様に開発を行っていることに対して、申立人は市の指導に公平性を欠いており不当であるとの申立てを行っている。本件では申立人のいう隣地は三田市域外であり、三田市は隣地所有者に対しては指導権限を持たないから、指導をすることができないのは当然である。

では、近隣他市が指導を行っていない状況下で、三田市のみが指導を行ってよいかについては、一般論としては、地方自治の原理から、三田市は法的には自市域内でその権限に属する事項につき独自に判断・執行することができ、行政指導が必要と判断すれば、他都市はどうあれ三田市では行うということが可能である。特に、違法な行為の取り締まりについては、他市で特段、指導等がなされていないなかったことをもって、三田市でも許されるべきだという論理は通用しまい。

しかしながら、行政の広域的な考慮を要する事項については、できるだけ近隣市と歩調を合わせて行うことが望ましいといえる。本件では森

	<p>林というものは市境界を越えて存在し、森林法は一市に限られず地域の森林全体を保全することを目的としているから、その目的に向かって森林の存する各市が足並みを揃えて行動するべきである。</p> <p>今回、市は隣地市である神戸市に対し指導状況を確認し、神戸市も隣地所有者に対して同様に開発許可申請ないし伐採届を出すよう指導している事実を確認しており、その点において、市における不当な点は見受けられない。</p> <p>以上のことから、申立人の主張は認められない。</p>
備 考	